

一声かけて人助け！ワンチームカードで「強く大きな民商」を！

名古屋北部民商ニュース

2020年5月25日（月）発行

No.378

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

「持続化給付金」30名以上が申請「民商に入っていて良かった」



＝ 5月15日（金）の学習・相談会の様子＝

5月12日（火）から「持続化給付金」学習・相談会を5回開催し、のべ31名が参加し、すでに申請済みの伊神会計と白部青年部長も、サポート部員として出席しました。レジメにしたがって申請の流れを説明し、スマホやタブレットなどを使って申請しました。

Web申請なので、近親者の詳しい人に来てもらい、サポート部員や事務局のヘルプも受け、なんとか申請までこぎつけ、完成すると、「やったー！民商に入っていてよかった！自分一人では不可能だった。」と感無量の様子でした。

銀行情報の申請フォームでの入力では、隣の机の参加



＝ 5月16日（土）の学習・相談会の様子＝

者が、同じ銀行の支店だったため、その人のデータを参考にしながら完成させました。対象月の添付資料では、手書きの売上台帳等で、具体的に「日時・相手先・売上金額等」で表記することなどを交流しました。

業種の選択では、検索画面から申請フォームに戻るのに一苦労するなど、悪戦苦闘する場面もみられました。

5月18日（月）午前、5月1日に自力で申請した会員から「申請事務局から、添付資料の不備のメールが届いたので、確認してほしい」と連絡があり、事務所に来てもらいました。

内容を確認したところ、弥生13で作成した決算書が「平成1年」になっていたことが分かり、早速、弥生20で「令和1年」の決算書を再作成して、申請し直しました。「メールが届いてから何回も見直したけど、どこが不備なのか具体的な指摘がなく、わからなかった。民商に入っていて良かった」と喜んでいました。

愛知県休業協力金申請学習会

愛知県の休業・時間短縮の要請に応えた業者に「協力金」（一律50万円）が支給され、申請が始まりました。

申請は「郵送」です。

下記の日程で「学習・相談会」を開催しますので、ご参加ください。

日時：5月28日（木） 午後2時～

場所：名古屋北部民商・3階会議室

持ち物：平成31年分の確定申告書の控え（収受印のあるもの）、個人の場合は青色申告決算書または収支内訳書の控え、法人の場合は法人事業概況説明書の控え、事業所の外景及び内景の写真、休業・時間短縮の状況が分かる告知や通知の写し、通帳またはキャッシュカードの写し、営業許可証、認印または会社印など

※要予約、先着8名まで



＝ 5月14日（木）の学習・相談会の様子＝

**毎月15日までに集金して、班、支部の役員に届けて下さい。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようにご協力を！！**

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

